

『漢書』百官公卿表訳注稿 (二)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

二、相国・丞相

原文

相国・丞相(1)、皆秦官(2)。金印紫綬(3)。掌丞天子、助理萬機(4)。秦有左右(5)、高帝即位、置一丞相。十一年、更名相国(6)、綠綬(7)。孝惠・高后、置左右丞相(8)。文帝二年、復置一丞相(9)。有兩長史。秩千石(10)。哀帝元壽二年、更名大司徒(11)。武帝元狩五年、初置司直(12)。秩比二千石(13)。掌佐丞相舉不法(14)。

訓読

相国・丞相は(1)、皆秦官なり(2)。金印紫綬(3)。天子を丞たすけ、万機を助け理むさむるを掌る(4)。秦に左右有り(5)、高帝即位し、一丞相を置く。十二年、改めて相国と名づけ(6)、綠綬とす(7)。孝惠・高后は、左右丞相を置く(8)。文帝二年、復た一丞相を置く(9)。兩長史有り。秩

は千石(10)。哀帝元壽二年、改めて大司徒と名づく(11)。武帝元狩五年、初めて司直を置く(12)。秩は比二千石(13)。丞相を佐たすげ不法を挙ぐるを掌る(14)。

現代語訳

相国・丞相は(1)、いずれも秦官である(2)。金印紫綬(3)。天子を承たすけて、政務万端を助け治めることを職務とする(4)。秦では左右丞相を置いたが(5)、高祖劉邦が即位すると丞相を一人だけ置いた。高祖十一年(前一九六)、相国と改名し(6)、印の綬は綠色とした(7)。恵帝劉盈・高后呂雉は左右二人の丞相を置いた(8)。文帝二年(前一七九)、ふたたび丞相を一人とした(9)。

属官としては長史二人を置く。官秩は千石(10)。哀帝元壽二年(前一)、大司徒と改名した(11)。武帝元狩五年(前一八)、初めて司直を置いた(12)。官秩は比二千石(13)。丞相を補佐して不法なる者を挙げるこ

とを職務とする(14)。

【注釈】

(1) **【注】** 応劭がいう。丞とは承^{なす}ける、相とは助けるという意味である。

【考証】 「丞相」の各々の字の義について、応劭説以外に、『宋書』卷三九・百官志上では「丞は奉であり、相は助である」とする。また通説では丞相と相国とは同官異名と解釈するが、異説もある。呉仁桀は「丞は佐であり、相は助である」とし、「秦漢以来、官を設けて佐を置くときは丞といった。そうであるなら丞相の丞というのは、相国を佐^{たす}けるということではないか」として、丞相は相国の次官であるとの解釈を示す(『兩漢刊誤補遺』卷三・相国)。鎌田重雄も呉仁桀の説に従う(『鎌田重雄一九六二a』)。

「安作璋・熊鉄基 一九八四」は「丞相は正式の官名であり、秦国から始まり、秦朝で確立したものである。相国は丞相やその他の名称の宰輔(たとえば楚の令尹)に対する尊称である(後世、国老や閹老と称するようなものである)。相とは丞相や相国の簡稱であり、宰輔の職の通称でもあって、ある時には動詞のように使われた。たとえば秦に相たりとか斉に相たりなどというようなものである」とする。

(2) **【補注】**

王先謙がいう。『史記』卷四・周本紀に「赧^た王はその相国を秦に行かせた」とあり、また「蘇代が韓の相国に謁見した」とあり、『史記』卷四三・趙世家には「烈侯の相国公仲連」とある。秦の相国はこれらよりさらに後のことである。百官表に「秦官」というのは、漢が秦の系統を引いているからである。この後の「秦官」も同様に考えてよい。

【考証】 「相国」について、陳直は「六国および秦の時代にすでに存在しており、元は「相邦」といつていた。それを漢初に高祖の諱である「邦」を避けて、「相国」と改めた」という。また、「相邦」の銘文がある劔矛や「匈奴相邦」の玉印を例としてあげている(『陳直一九七九』)。出土資料中の戈で「相邦」の銘を持つ最古の例としては、秦の「四年相邦穆旂戈」があげられ、これは戈の形状や書式から称王前の恵文君四年(前三三四)もしくは恵文王更元四年(前三二一)のものであり、いずれにしても前四世紀後半の秦において「相邦」の官が存在したことが確認できる。このほか、「中山王鼎」によって中山国にも相邦が置かれていたことがわかるし、典籍史料からは齊・魏・燕において相国が設置されていたこともわかる(『森谷一樹 二〇〇一』)。

また、「丞相」について、古くから秦にあったことは、『史記』卷五・秦本紀に「武王二年(前三〇九)、初めて

丞相が置かれて、樗里疾・甘茂を左右丞相とした」とあることからわかる。『史記』卷八五・呂不韋列伝では「莊襄王元年(前二四九)に、呂不韋を丞相の位につけた。(略)太子政が立って王となり呂不韋を尊んで相国とした」とあり、司馬遷は「相邦(相国)は丞相を尊んだもの」という認識を持っていた「森谷一樹 二〇〇一」。

(3) **考証** 漢代において、官印の材質や綬の色は位階によって厳重に定められていた。

印の材質は金・銀・銅であり、鑄造された。印章制度については、百官表の後段にもみえるが、「栗原朋信 一九六一」、「阿部幸信 一九九八」、「阿部幸信 二〇〇〇」、「米田健志 二〇〇三」を参照。

「綬」とは、官印や佩玉などを通す紐で、その色によって身分を表す。『続漢書』志第三〇・輿服志下によると、諸侯王は赤綬、諸国の貴人・相国は緑綬、公侯・將軍は紫綬、九卿・中二千石・二千石は青綬、千石・六百石は黒綬、四百石・三百石・二百石は黄綬、百石は青紺色の綵とする「林巳奈夫 一九九六」。

(4) **考証** 「政務万端」の原文「万機」は、『尚書』皋陶謨にもとづく語である。丞相は宰相としてあらゆる政務に関与しており、それ故その職掌を画的に述べることは難しく、抽象的に表現するほかない。たとえば左丞相陳平は宰相の職務を「上は天子を補佐して、陰陽を調和し四

季を順行させ、下は万物の便宜をはかり、外には四方の夷狄や諸侯を鎮撫し、内には民衆を心服させ、百官に各々の職責を全うさせる」ことだと言い(卷四〇・王陵伝)、丞相丙吉は「宰相は小事に関与せず、(略)陰陽を調和することを司る」と言う(卷七四・丙吉伝)。

居延出土の「元康五年詔書冊」から、皇帝の発する詔書は御史大夫を経て丞相に下されたのち、丞相から中央の各官庁ならびに全土の郡国へと公布されたことが分かる「大庭脩 一九七九」・「大庭脩 一九八二b」。

(5) **注** 荀悦がいう。秦はもともと次国であるから命卿は二人であった。そのために左右丞相の二人が置かれており三公の官は無かった。

補注 齊召南がいう。荀悦の説は誤っている。秦が左右丞相を置いたのは悼武王(武王)二年(前三〇九)からのもので、この時は秦が王と称してから何代か後で、どうして周制の「次国、命卿は二人」という故事を守ったであろうか。さらに、左相・右相は殷の湯王の時にはすでに存在しており、『春秋左氏伝』定公元年(前五〇九)に「仲虺が薛に居住して、湯の左相となった」とあるのはその明証である。ただ、丞相という名称は秦に始まったということである(以上、『官本攷証』)。

考証 荀悦の説は『礼記』王制にもとづく。『礼記』王制によれば、周代の諸侯には大国・次国・小国の区分が

あり、それに応じて諸侯の卿（大臣）の人数が定められていた。次国では卿は三人で、うち一人は諸侯自身が任命したが、二人は周王直々に任命され、これを「命卿」と呼んだ。荀悦は秦を次国とするため、「命卿二人」というのである。

『史記』卷六・秦始皇本紀によれば、始皇帝二八年（前二一九）の琅邪台刻石には丞相隗林と丞相王綰の二人の名が見え、同三七年（前二一〇）および二世皇帝二年（前二〇八）には左丞相李斯と右丞相馮去疾の名が見える。

(6) 考証 周寿昌は、丞相が相国と改名されたのは、百官表上では「十一年」のこととするが、百官表下では「九年」のこととしていて、記載に矛盾がみられる。卷三九・蕭何伝によると、丞相蕭何が相国に任じられたのは韓信が誅された時のことであるから、「十一年」説の百官表上が正しいとする（『漢書注校補』卷一一）。

(7) 考証 『漢書』には緑綬の他例はない。緑綬に類する例として、百官表後段の「諸侯王」の項に「金璽蓋綬」とある。また、卷九四下・匈奴伝下にも「黄金璽蓋綬」の例がある。

張漢東は、相国の印綬が緑であったのは「蕭何が相国に任命されていた期間の特別待遇であり、丞相の名に戻されたとき「紫綬」に戻された」としている。「張烈 一九九七」。栗原朋信は「相国のみは後に緑綬に更

められた」とし、後漢も同じとしている（栗原朋信 一九七七）。『続漢書』志三〇・輿服志下には「諸国の貴人、相国はいずれも緑綬」とあることからすると、相国の綬は「緑」であり、蕭何だけの特例とはいえないであろう。なお、衛宏『漢旧儀』に「丞相、列侯、將軍は金印紫綬」とあるが、陳直は、『説文解字』一三上に「綬は綬の紫青なり」とあるのを引き説明している（陳直 一九七九）。

(8) 補注 王先謙がいう。伊尹は仲虺より先任で、崔杼も慶封より先任であり、そのいずれも右相であった。だから漢は右を上位としたのである。

考証 伊尹・仲虺は夏王朝の初代湯王に、崔杼・慶封は春秋時代の齊に仕えた人物。崔杼は慶封に先んじて大夫の身分に取り立てられ、慶封はのちに大夫となったが、齊の景公即位とともに崔杼は右相に、慶封は左相に任じられた（『春秋左氏伝』襄公二五年および『史記』卷三二・齊太公世家）。王先謙が「伊尹は仲虺より先任」というのは根拠がない。

漢代の左右相については、『史記』卷五六・陳丞相世家に「絳侯周勃を右丞相とする、位次は第一である。陳平を徙して左丞相とする、位次は第二である」とあることからみても、右丞相の方が位は上であったことがわかる。

(9) 補注 錢大昭がいう。卷六六・劉屈氂伝に「武帝征和二

年（前九一）に、丞相長史を分けて二つの府とし、劉屈
釐を左丞相とし、右丞相は空位のままにして、その地位
に相応しい賢人の現れるのに備えた」とあるが、百官表
本文はその事を載せていない（以上、『漢書辨疑』巻九）。

【考証】 原文に「文帝二年」に丞相が一人となったことに
ついて、錢大昭は、はじめ周勃が右丞相に、陳平が左丞
相となり、後、周勃は病を理由に右丞相を辞めたので、
陳平一人が丞相となったとする（『漢書辨疑』巻九）。そ
うするとこのことは百官表下から文帝元年（前一七九）
八月のことになり、記述に相違が生じる。実際には、そ
の二ヶ月後の文帝二年（前一七九）十月に丞相陳平が死
亡し丞相の位が空いたため、同年十一月に周勃が丞相に
再任されたのである。百官表上の記述はこのことを指し
ているのであろう。この時期には顛頊曆が施行されてお
り、十月が歳首であったことから、後に誤認が生じてい
る可能性もある。

【10】補注 王先謙がいう。李斯は郎として秦王に説き、その
ために長史に任命された。ここからみると長史は秦官で
ある。漢の丞相長史の例は、五行志・張湯伝・田叔伝・
文三王伝・鄭當時伝・灌夫伝・景十三王伝・夏侯勝伝・
黄霸伝・王嘉伝・外戚伝に見える。百官志一に、後漢は
「（大司徒）長史一人」とある。

【考証】 「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、『史記』巻

八七・李斯列伝に見える長史については丞相の属官とは
考えていない。「長史は相府を総監」し、「丞相を佐助し、
諸曹の事務を取り扱う職であった」とする。また、「朝
廷の会議に出席することもでき」、「有時には詔を奉じて
地方における事務に関与することがあった」とする。

長史以外の属官については、『漢旧儀』に「丞相が初
めて置かれた時に、吏員は十五人であり、いずれも秩
六百石。東曹と西曹に分かれていた。東曹は九人で、外
に出では州を監督し刺史となった。西曹は六人で、その
うちの五人は往来して事を東廂に言上し、侍中となった。
一人は府に留まった。これを西曹といい百官の奏事を総
括していた」とある。漢初には秩六百石の東曹と西曹が
一人置かれるだけであったが、武帝期までには増員さ
れ、『漢旧儀』によると「武帝元狩六年、丞相の吏員は
三百八十二人である。史は二十人であり、秩は四百石。
少史は八十人、秩は三百石。属は百人、秩は二百石。属
史は百六十二人で、秩は百石」とある。ただ、ここに挙
げられた史・少史・属・属史の合計は三六二人であり、
初めに「吏員は三百八十二人」というのとは異なってい
る。どこかに錯誤があるのであろう。『漢旧儀』には「東
西曹掾、秩は比四百石。その他の掾は比三百石、属は比
二百石。正は掾といい、副は属という」とある。

周寿昌は、掾史や宰士も属官のひとつとしてあげるのが

『漢書注校補』卷一一、これらは属官の総称である。「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、以上の他に、令史・計室掾吏も丞相の属官の例としてあげる。

陳直は、属官について『漢官儀』・『漢旧儀』に「漢初に相国史を置いた。秩五百石、後に廃して丞相史とした」とあるのを引き、丞相史について、「漢書」に見えるものとしては、少史が昭帝紀に、主簿が孫宝伝に、徵事が功臣表任官項目下に、大車属が鄭崇伝に、馭吏が丙吉伝に見える。これらは『漢旧儀』のいう吏員三百八十二人の中に含まれるのであろう」とする「陳直 一九七九」。

(11) 補注 錢大昭がいう。『漢官儀』に「王莽の時に議論し、漢には司徒の官が無かったので、三公の号を定める際に、大司馬・大司徒・大司空とした」という(以上、『漢書辨疑』卷九)。

周寿昌がいう。『史記』卷二二・漢興以来将相名臣年表・景帝元年(前一五六)に「司徒の官を置く」という記述があることから、漢初に司徒はあったが、哀帝期になって始めて「大」の字を加えたのである(以上、『漢書注校補』卷一一)。

王先謙がいう。百官志一に「光武帝が即位して大司徒をおいた。のちに大の字を取り除いた」という。

考証 周寿昌が指摘する景帝期の司徒については、誰が任命されたか不明である。また、楚漢抗争期から漢初に

かけても司徒の例がみられる。秦二世二年(前二〇八)閏九月、楚の懐王が諸将を封じた際に「呂臣を司徒と為した」とか(『史記』卷七・項羽本紀)、項梁が韓王の後であった成を立てて韓王とした際に「張良を韓の司徒と為した」といった記事がみられる(『史記』卷九三・韓王信列伝)。

哀帝元寿二年(前一)の「丞相」から「大司徒」への改称は政治的な色合いが強い。これより七年前の成帝綏和元年(前八)にも三公制度が整えられたことがあったが、この時三公とされたのは、丞相翟方進・御史大夫何武・大司馬王根であった。これは当時外戚として権勢を振るっていた大司馬票騎將軍王根から軍事権を奪い、勢力を削ごうとする意味が含まれていた。元寿二年の時に三公となったのは、大司馬董賢・大司徒孔光・大司空彭宣であった。これは哀帝が寵臣であった大司馬衛將軍董賢を最高位に置くための政治的処置であった。大司徒は丞相の、大司空は御史大夫の改称である「吉村昌之 一九九六」。

(12) 補注 沈欽韓がいう。『淮南子』主術訓に「湯王には司徒の官があった」とあり、丞相司徒の原義はこれにもとづく(以上、『漢書疏証』卷四)。

錢大昭がいう。『後漢書』卷一四・馬嚴列伝に「故事では、州郡から挙げられた上奏文について、実際に能力がある

かどうかを司直が考察して、選挙の虚実をあきらかにした」とあり、『漢官儀』には「武帝が、丞相司直を置いた。」

元寿二年（前一）、丞相を大司徒と改名した。司直はもとのとおりであった」とある（以上、『漢書辨疑』巻九）。

王先謙がいう。丞相司直の例は、田叔伝・平当伝・馬宮伝・龔勝伝・鮑宣伝・孫宝伝・蕭望之伝・翟方進伝・何武伝・師丹伝に見える。大司徒司直の例は、金日磾伝に見える。王莽が大司徒司直を置いたことは、巻九九上・王莽伝上に見える。

考証 卷七三・韋玄成伝に、丞相韋玄成が子孫を戒めた言葉の中に「司直・御事は、我をおほうし我を盛んにす」とあり、顔師古は「司直とは丞相司直のことであり、御事とは事を治するの吏のことである。司直及び治事の人

が自分の興盛を助けることを職務としていること」と注している。

補注 周寿昌がいう。『漢旧儀』には二千石とある（以上、『漢書注校補』巻一一）。

考証 本文は「秩比二千石」としているが、周寿昌は『漢旧儀』にもとづき二千石としている。衛宏『漢旧儀』上には、さらに司直について「その職務はあらゆる事柄の監察である」としている。

補注 王先謙がいう。百官志一・本注に「光武帝が即位したときに、武帝の故事によって司直を置き、丞相府に

居らせ諸州を督録するのを助けさせた。ついで省かれた」とある。

考証 百官志一・本注では司直が省かれたのは建武十八年（四二）のこととするが、『後漢書』巻一下・光武帝紀下では建武十一年（三五）四月に「大司徒司直の官を省く」とある。周寿昌は「巻九・獻帝紀の注にも「十一年」とあり、百官志本注の「八」の字は誤っているだろう」とする（『後漢書注補正』巻八）。

三、太尉

原文

太尉、秦官（1）。金印紫綬。掌武事（2）。武帝建元二年、省。元狩四年、初置大司馬（3）、以冠將軍之號（4）。宣帝地節三年置大司馬、不冠將軍、亦無印綬・官屬（5）。成帝綏和元年初賜大司馬金印紫綬、置官屬、祿比丞相、去將軍（6）。元帝建平二年復去大司馬印綬・官屬、冠將軍如故（7）。元壽二年復賜大司馬印綬、置官屬、去將軍、位在司徒上（8）。有長史（9）。秩千石。

訓読

太尉は、秦官なり（1）。金印紫綬。武事を掌る（2）。武帝建元二年、省く。元狩四年、初めて大司馬を置き（3）、

以て將軍の号に冠す(4)。宣帝地節三年、大司馬を置くも、將軍に冠せず、亦た印綬・官属無し(5)。成帝綏和元年、初めて大司馬に金印紫綬を賜い、官属を置き、禄は丞相に比し、將軍を去る(6)。哀帝建平二年、復た大司馬の印綬・官属を去り、將軍に冠すること故の如くす(7)。元寿二年、復た大司馬に印綬を賜い、官属を置き、將軍を去り、位は司徒の上に在り(8)。長史有り(9)。秩は千石。

現代語訳

太尉は、秦官である(1)。金印紫綬。武事を総領するのが任務である(2)。武帝建元二年(前一四〇)、廃した。元狩四年(前一一九)、初めて大司馬を置いて(3)、將軍の号の上に冠した(4)。宣帝地節三年(前六七)、大司馬を置いたが、將軍の号には冠しなかったし、印綬や官属も無かった(5)。成帝綏和元年(前八)、初めて大司馬に金印紫綬を下賜し、官属も置き、禄は丞相と同じとしたが、將軍の号は取り除いた(6)。哀帝建平二年(前五)、ふたたび大司馬の印綬と官属を取り除き、元のように將軍に冠するようにした(7)。元寿二年(前一)、ふたたび大司馬に印綬を下賜し、官属も置き、將軍の号を取り除き、その位は司徒の上に置いた(8)。属官としては長史を置く(9)。官秩は千石。

注釈

(1) 注 応劭がいう。上から下を安んずることを「尉」という。武官はいずれも尉を呼称としている。
補注 何焯がいう。宋の時に、太尉が武官の呼び合う際の通称となったのは、応劭の説に基づいている(以上、『義門読書記』巻一六)。

王先謙がいう。『礼記』月令に「孟夏の月には、太尉に命じて、在野の俊才を出仕させる」とあり、その鄭玄注に「夏・殷・周のときの官に、司馬は有ったが太尉は無かった」とある。『尚書中候』に「舜は太尉となる」とあることから、束皙は鄭玄説に反対しているが、劉昭はそれが事実ではないと咎めている。『史記』巻六・秦始皇本紀に「十年(前三三七)、尉繚を秦の国尉とした」とあり、正義に「漢の太尉のようなものである」とある。そうすると、太尉は秦においては国尉と称されていたのであろうか。『史記』巻七三・白起列伝に「白起は国尉となった」とある。

考証 『説文解字』一〇上では「尉とは、上より下を按おさるということ。手てから火かを持って繪え(絹織物)を申ますということ」とある。おそらく応劭の注はこれに基づいているであろう。

何焯がいうのは、北宋時代には「太尉」が軍を管する者の通称となったことを指す(洪邁『容齋三筆』巻七・

節度使称太尉)。

王先謙の引用する束皙説とそれに対する劉昭の反駁は、百官志一・太尉の注補に見える。

(2) **補注** 王先謙がいう。百官志一に「四方の軍事と武官の人事を掌り、年度末には勤務評定を上奏して賞罰を行う」とある。

考証 「安作璋・熊鉄基 一九八四」は、「漢初において、太尉は最高位にある武將の呼称の一つに過ぎず、唯一の者ではなかった」とする。一般に「太尉」の官職自体には発兵や領兵の権はなく、「將軍」の官を兼任することによって初めて軍を率いることができたのである。諸呂討伐の際、太尉周勃は北軍を率いる上將軍呂祿の「將印」を奪ってはじめて軍を発していることからこのことがわかる(『史記』卷九・呂太后本紀)。

太尉の官の変遷について、陳直は、『漢官典職儀式選用』に「太尉は文帝三年に置かれ、七年に廃された。武帝建元二年に設けられ、五年にふたたび廃され、大司馬と改められた」とあることから、百官表の記載と異なると指摘する「陳直 一九七九」。

漢初、太尉となった者の例として、盧縮・周勃・灌嬰・周亜夫・田蚡が挙げられる。建元二年(前一四〇)十月、武安侯田蚡が罷免されたあと太尉の官に就いたものはいない。

後漢初の建武二七年(五一)に大司馬は太尉と改名された。それは武官としての最高官であるという性質から生じたことであろうが、王莽が大司馬として漢の帝位を襲ったことから、大司馬の官名を避ける意図があったのであろう(百官志一に引く蔡質『漢儀』)。前漢初に存する太尉と武帝期以後に見られる大司馬との直接の関連性はない。

(3) **注** 応劭がいう。司馬は武を主る官である。その他の武官もこれをもって名称とした。

考証 大司馬について、本文には武帝期に初めて置かれたと記されるが、武帝以前にすでにこれがあったことは、楚漢抗争期の楚軍で成皋の戦いに活躍した曹咎や垓下の戦いの周殷がそれぞれ大司馬であったことからわかる(『史記』卷七・項羽本紀)。

元狩四年(前一一九)に大司馬の号を与えられたのは大將軍衛青と驃騎將軍霍去病の二人である。彼らに大司馬の号を冠したのは、従来の將軍達との恩寵の区別を明確にするためであった。二年後の元狩六年(前一一七)に霍去病が、さらに元封六年(前一〇六)に衛青が死んだため大司馬の号を持つ者はいなくなった。後元二年(前八七)、武帝は霍光を召し「大司馬大將軍」とした。以後、霍光は宣帝地節二年(前六八)三月まで「大司馬大將軍領尚書事」として軍事力を背景に専権を振うことになる。

(4) **注** 顔師古がいう。冠するとは、その上に加えるといふことで、合わせて一官としたということである。

(5) **考証** 衛青・霍去病が大司馬の称を得、霍光がそれを継いだことから、大司馬の称は特別な意味を持つようになったといえる。ただ、漢初の太尉もそうであったように、あくまでも最高位の武官の呼称にすぎず、「將軍の号に冠する」ことで初めて發兵や領兵が行なえたのである。「大庭脩 一九八二c」。

本文に云う、地節三年(前六七)に置かれた「大司馬」とは、霍光の息子霍禹のことである。前年より大司馬右將軍であった霍禹が、この年十月に將軍号を持たない大司馬とされたのは、霍禹から軍事権を奪うことに宣帝の本意があつた(楊樹達『漢書窺管』)。

また、本文に云う、將軍の称号に冠せず印綬や官属も無い大司馬とは、宣帝が霍氏の専権を抑えるために行った処置であり、制度的な改変を意味するものではない。

(6) **考証** 百官表上では、地節三年(前六七)から綏和元年(前八)までの記述はないが、この時期に大司馬となつたものは張安世を含めて十名が確認される。綏和元年に將軍の称号を除かれた大司馬とは王根のことである。彼は元延元年(前一二)から大司馬票騎將軍であつたが、これ以後は単なる「大司馬」になつた。王根は、大司馬として初めて金印紫綬が与えられ、また、官属も置かれ、奉

祿は丞相と同様に万石とされた。これにより丞相翟方進・御史大夫何武・大司馬王根からなる三公制度が整えられたのである。しかし、王根の大司馬就任は、名目上は「三公」の待遇は与えるものではあつたが、この処置の目的は「恩寵」と言うよりは、將軍の職を取り上げて軍事的実権を奪うことであつた「吉村昌之 一九九六」。

(7) **考証** 建平二年(前五)に哀帝の母丁太后の兄である丁明が大司馬の位に就いたが、その際に印綬と共にその官属を廃し、旧制のように將軍の称号、この時は衛將軍に冠するようにした。つまり、この時点で大司馬は加官(本官に付加される官職)という性格に戻された。大司馬が加官であることは、元寿元年(前二)正月に、大司馬衛將軍丁明が大司馬票騎將軍に移り、同時に傅晏が大司馬衛將軍に任命されたことからわかる「吉村昌之 一九九六」。

(8) **補注** 王鳴盛がいう。司馬は本来司徒の下にあつた。哀帝が大司馬の位を司徒の上に置いたのは、董賢の位を最高位に置こうとしてこの官に任命したのである。哀帝が崩御して王莽が董賢に代わつた(以上、『十七史商榷』卷一〇・漢書四・司馬在司徒上)。

王先謙がいう。百官志一にいう「光武帝が即位して、大司馬の官を置き、後に太尉と名を改めた」と。

考証 哀帝元寿二年(前一)五月に「三公制」を改革し、

董賢を大司馬に、孔光を大司徒に、彭宣を大司空とした。百官表下では、これを「元寿三年」のこととするが、周寿昌も指摘するように「元寿二年」の誤りである（『漢書注校補』巻一一）。大司徒は丞相からの、大司空は御史大夫からの改称であった。

(9) **補注** 王先謙がいう。百官志一にいう、後漢は「一人、諸曹の事を署る。」

考証 陳直は、大司馬の属史には主簿があり、卷九二・游侠楼護伝に見えるところ「陳直 一九七九」。

四、御史大夫

原文

御史大夫、秦官(1)。位上卿、銀印青綬、掌副丞相(2)。有兩丞(3)。秩千石。一曰中丞(4)、在殿中蘭臺、掌圖籍祕書(5)、外督部刺史、内領侍御史員十五人(6)、受公卿奏事、舉劾按章(7)。成帝綏和元年、更名大司空。金印紫綬、祿比丞相(8)。置長史、如中丞。官職如故(9)。哀帝建平二年、復爲御史大夫。元壽二年、復爲大司空(10)。御史中丞更名御史長史。侍御史有繡衣直指(11)、出討姦猾(12)、治大獄。武帝所制、不常置(13)。

訓読

御史大夫は、秦官なり(1)。位は上卿、銀印青綬、丞相を副くるを掌る(2)。兩丞有り(3)。秩は千石。一は中丞と曰い(4)、殿中の蘭台に在りて、図籍祕書を掌り(5)、外に部刺史を督し、内に侍御史の員十五人を領し(6)、公卿の奏事を受け、挙劾・按章す(7)。成帝綏和元年、更めて大司空と名づく。金印紫綬、祿は丞相に比す(8)。長史を置くこと、中丞の如し。官職は故の如し(9)。哀帝建平二年、復た御史大夫と爲す。元寿二年、復た大司空と爲す(10)。御史中丞は更めて御史長史と名づく。侍御史に繡衣直指有り(11)、出でては姦猾を討ち(12)、大獄を治む。武帝の制する所にして、常には置かず(13)。

現代語訳

御史大夫は秦官である(1)。位は上卿であり、銀印青綬を佩び、丞相を助けることを掌どる(2)。属官としては二人の丞が有る(3)。官秩は千石である。一人を中丞といい(4)、殿中の蘭台で、図籍祕書を掌り(5)、外では部刺史を監督し、内では侍御史の員数十五人を所管し(6)、公卿の奏事を受け取り、不備を指摘して告発し、どの罪にあたるかと調べる(7)。成帝綏和元年(前八)、大司空と改名した。金印紫綬を佩び、祿は丞相と同じとした(8)。「御史大夫に」中丞を置いたよ

うに長史を置いた。官職は元のままであった(9)。哀帝建平二年(前五)、ふたたび御史大夫とした。元寿二年(前一)、ふたたび大司空とした(10)。御史中丞は御史長史と改名した。侍御史の中には繡衣直指といわれるものがあり(11)、殿中から出て姦邪・狡猾を討ち(12)、重大事件を裁いた。武帝劉徹が制定した官で、常置の官ではなかった(13)。

注釈

(1) [注] 応劭がいう。侍御史の統率者なので大夫と称する。臣瓚がいう。『茂陵書』に「御史大夫は秩は中二千石」とある。

[補注] 王先謙がいう。『史記』卷六・秦始皇本紀・二六年(前二二一)に御史大夫馮劫がある。二世元年(前二〇九)に御史大夫臣徳がある。秦権、琅邪台碑、嶧山・泰山等の碑に、いずれも御史大夫臣徳の名がある。官の位階は左・右丞相の下にあることから、官位はかなり高かったことが分かる。漢が御史大夫を三公に列するのは、秦の制を受け継いでいる。

[考証] この王先謙の説は、周寿昌の説(『漢書注校補』卷一一)には基づいている。ただ、現存する秦権には、「御史大夫臣徳」の名は見えない。

(2) [補注] 銭大昭がいう。御史大夫も宰相と称する。卷八一・孔光伝には「元帝は孔覇を宰相の位に就けようと

思っていたので、御史大夫の貢禹が卒したとき及び薛広徳が免職されたときには、その度に覇を後任に任命しようとした」とある。卷六六・公孫賀等の伝賛には「丞相・御史両府の属官程度では正しく議論をして宰相を補佐することができない」とあり、卷六七・朱雲伝には「御史の官は宰相の副であり、九卿の上位にある」とある。後漢の建武年間(二五〜五五年)に李通は大司空となったが、その伝(『後漢書』卷二五・李通列伝)に、「宰相となつてから病とことわつて執務しなかつた」とあるのがこれである。卷七八・蕭望之伝には「故事では朝会の際に政務について奏上するために宮廷に会集した場合、御史大夫は丞相のやや後方に居る」とある(以上、『漢書辨疑』卷九)。

[考証] 御史大夫の職務について、卷八三・薛宣伝の谷永の上疏に「御史大夫の職は、内に本朝の徳風教化を承けまもり、外に丞相を補佐して天下を統治する。その任は重く職責は大で、凡庸な人物では堪えられぬところであります」とあり、本条の「丞相を助けることを掌る」という記述と合う。ただし、銭大昭が前漢の御史大夫と後漢の大司空を同一視している点には若干問題がある。以下に引く大庭説を参照。

御史大夫の職掌に関しては、従来、監察官としての役割を強調する傾向があった。これは本表の記述が御史大

夫の二丞のうち監察を職掌とする御史中丞に終始していることに一因がある。これに対し大庭脩は、御史大夫の本来の職掌を「皇帝直属の書記官である御史を統率し、副丞相として丞相を助け、政策の具体的な実行原案をつくる」ことであつたとし、前漢中期以降、武帝時から置かれた尚書が皇帝の書記官を担当し、御史大夫の職掌に変化がおこり、「後漢では司空と改称してまったく性格が変わり、土木工事の総責任者となる」とその沿革を説く〔大庭脩 一九七七〕。前漢の御史については〔大庭脩 一九八二a〕参照。一方で大庭脩が提示した政策の原案作成という点について米田健志は、御史大夫の職務は原案を一から新たに「作成」することではなく、実施すべき政策に関する法令や故事を調査して皇帝に提示することであり、御史大夫は君主の政策実行の根拠たる法令や故事を統一的に管理する機能を担っていたとし、丞相との関係についても、本文の「副丞相」とは御史大夫が丞相の次官であることを意味するのではなく、丞相と御史は「ほぼ同等の地位にありながらも、丞相は官僚の頂点として上から官僚機構を統率するのが本分であるのに対して、御史大夫はあくまで皇帝を下から支えることが本分」であつたとする〔米田健志 二〇一〇〕。なお米田は、皇帝の書記官としての役割は、前漢・後漢を通じて尚書が担っていたとする〔米田健志 二〇〇五〕。

(3) **補注** 王先謙がいう。御史丞の例は、爰盎伝・広川王去伝に見える。

考証 本文では「両丞有り」とあるが、後文では一方の「御史中丞」しかあげていない。ただし、『宋書』巻四〇・百官志下には「秦のときに御史大夫には二丞があり、一方を御史丞といい、もう一方を御史中丞といった」とある。この「両丞」が漢に引き継がれたのである。王先謙が挙げるのは御史丞のみの例である。巻四九・爰盎伝には、御史大夫晁錯が「丞史に謂いて曰く」とあり、如淳は「丞史とは丞および史のこと」と注する。

御史中丞が御史大夫の下を離れて殿中の蘭台で執務していたのに対し、御史丞は御史大夫寺において御史大夫の直接指揮のもと執務していた〔桜井芳朗 一九三六〕。

(4) **補注** 王先謙がいう。百官志三に、御史中丞は「元は（御史大夫寺とは）別の場所で御史を監督して、殿中に在って密かに非法を検挙した。御史大夫が司空に改制されたので統率下を離れて宮中に留まり、御史台の統率者となった」とある。

御史中丞の例は、食貨志・張湯伝・蕭望之伝・陳咸伝・朱雲伝・于定国伝・龔勝伝・鮑宣伝・李尋伝・薛宣伝・朱博伝・翟方進伝・酷吏伝・佞幸伝・外戚伝に見える。

考証 御史大夫が副丞相としての性格が強かったのに対して、御史中丞は漢代の監察制度の中心をなしており、

形式上は御史大夫の丞でありながらも、御史大夫に対しても堂々と反抗できるほどの権力を有していた「桜井芳朗 一九三六」。

(5) **補注** **王先謙**がいう。卷九九上・王莽伝上に「甘忠可、夏賀良の献上した予言書が蘭台に所蔵されている」とある。これも蘭台に秘書が蔵されていた証である。

考証 陳直は、『塩鉄論』毀学篇に御史大夫桑弘羊が司馬遷の言葉を引用しているのは、当時、一般には見ることのできなかつた太史公書を閲覧できたからであり、それは御史大夫の所管業務の中に凶籍秘書の管理があつたためであると述べる「陳直 一九八一」。

(6) **補注** **齊召南**がいう。『周礼』春官の属に「御史は中士八人」とあることから、御史は周代からあつた官職だといふことが分かる。本文にいう「秦官」とは御史大夫の官が秦から始まつた事をいつたものである。『大唐六典』卷一三・御史台に「『周礼』に御史が見える。殿柱の間にいることから柱下史ともいふ。秦は改めて侍御史とした。『史記』卷九六・張蒼列伝に「(張蒼は) 秦の時より御史となり、柱下の方書を主管した」というのはその任である」という(以上、『官本攷証』)。

王先謙がいう。侍御史の例は、霍光伝・于定国伝・鮑宣伝・諸葛豊伝・劉輔伝・母将隆伝・杜鄴伝・王嘉伝・息夫躬伝・杜業伝・嚴延年伝・儒林伝・匈奴伝・王莽伝

に見える。

考証 「柱下の方書」について、如淳は「方とは板(方形の板)のことで、そこに文字が記されたもの」あるいは「四方の文書」を指すとし、また、「秦以前には柱下史という官職があり、張蒼は御史となつてその職務を担当したのである」とする卷四二・張蒼伝の注。

また、『北堂書鈔』卷六二・設官部一四に引用された『漢旧儀』には「侍御史は周官である。始皇帝が楚を滅ぼしたとき、その君冠を御史に下賜した。前漢建国後も秦の制度を継承して改制しなかつた。皇帝の言行を記録し、不法を弾劾することを職務とする。御史府の掾属のうち成績優秀なものを侍御史に任命する。官秩は六百石で、定員は五十人である」とある。文中で君冠を下賜された御史も侍御史のことであろう。また、定員の「五十人」は「十五人」の誤りであることは、注(7) **考証**、および百官志三・御史中丞の項に「侍御史十五人、六百石」とあることでわかる。

(7) **補注** **王先謙**がいう。百官志三に、後漢は「中丞は一人」とある。

考証 『漢旧儀』卷上には「御史の定員は四十五人、官秩はすべて六百石。そのうち十五人は深紅の官服をまとい、殿中で職務に従事する、これを侍御史という。その宿直所は石渠門の外にある。侍御史のうち二人は皇帝の

玉璽を取り扱い、四人は書類を捧げて職務にあたり、二人は御前に侍り、これらを御史中丞が統率する。侍御史以外の三十人は御史府に留まり、政府に関する事務を行う」とある。

原文にある「舉劾」について、卷三〇・芸文志に「吏民が上書して、字が正しくないと挙劾される」とある（『説文解字』序にも同例がある）。「挙」は、百官表・丞相・司直の項に「丞相を佐けて不法なる者を挙げること掌る」とあり、居延漢簡にも「拘檄出入不応法者挙白（E. P. T51 : 649）」と、例があり、「不備等を指摘する」の意である。「劾」は、卷七・昭帝紀に「太常及び廟の令・丞・郎吏は皆な大不敬に劾さる」とあるように、「官憲による告発」の意である。「宮宅潔 二〇一一」・「靱山明 二〇〇六」。「按章」について、卷九九下・王莽伝下に「大司馬士が豫州を按章した時に、賊に獲えられた」とあり、顔師古は「章を上り相い告げる者有らば、就きてこれを按治す」と注しており、「どの罪にあたるのかと調べる」の意味である。

(8) **考証** 卷一〇・成帝紀・綏和元年（前八）四月の条に「大司馬票騎將軍王根を大司馬として將軍の官を罷めた。御史大夫を大司空とし、封建して列侯とした。大司馬・大司空の奉を増して丞相と同等とした」とあり、その如淳の注に「律に、丞相・大司馬大將軍の奉錢は月ごとに

六万、御史大夫の奉は月ごとに四万」とある。

(9) **補注** 王先謙がいう。百官志一に、大司空の「長史一人、千石」とある。

(10) **補注** 王先謙がいう。百官志一に、「光武帝が即位すると大司空を置いて、後に（建武二十七年）大の字を取った」とある。

(11) **注** 服虔がいう。事を指揮して行い私に阿おもねることがない。

顔師古がいう。衣の刺繡があるのはこれを尊寵しているからである。

考証 陳直は「侍御史に繡衣直指があるのは卷四五・江充伝に見える。また繡衣御史と称されたのは卷六六・王詵伝に見える。王莽の時、繡衣直指を繡衣執法と改めたことが『後漢書』卷二六・伏湛列伝に見える。また『十六金符齋印存』、『吉金齋古銅印譜』には繡衣執法印や繡衣執法大夫印がある。おそらくは王莽の時のものであろう」と述べる「陳直 一九八一」。

(12) **考証** 「姦猾」について、『史記』卷一一二・主父偃列伝に、主父偃が武帝に対して「いまや茂陵（武帝の寿陵）が完成いたしました。天下の豪傑・富豪および衆民を混乱させる徒輩はみな茂陵の地に移住させるべきです。内は京師を充実し、外は姦猾の徒輩をのぞくことになり、いわゆる、誅罰を加えずに害がのぞかれるということであり

ます」と上奏している例があり、「わるがしこい者」の意である。

(13) **補注** 銭大昭がいう。卷六・武帝紀に「天漢二年（前九九）、直指使者暴勝之等を遣わす。繡衣を着て、斧を立てて持ち、部署を分けて群盜を追補させた」とある（以上、『漢書辨疑』卷九）。

考証 繡衣直指使者が所持する斧（＝斧鉞）は、専殺権、つまり自己の判断で死刑を執行できる権限を象徴している。「大庭脩 一九八二c」。

五、太傅・太師・太保

原文

太傅、古官（1）。高后元年初置（2）。金印紫綬。後省。八年、復置（3）、後省。哀帝元壽二年、復置（4）。位在三公上（5）。太師・太保、皆古官（6）。平帝元始元年、皆初置（7）。金印紫綬。太師位在太傅上（8）、太保次太傅（9）。

訓詁

太傅は、古官なり（1）。高后元年、初めて置く（2）。金印紫綬。後省く。八年、復た置き（3）、後省く。哀帝元壽二年、復た置く（4）。位は三公の上に在り（5）。

太師・太保は、皆な古官なり（6）。平帝元始元年、皆な

初めて置く（7）。金印紫綬。太師の位は太傅の上に在り（8）、太保は太傅に次ぐ（9）。

現代語訳

太傅は、上古の官である（1）。高后元年（前187）、漢では初めて置いた（2）。金印紫綬。その後省いた。高后八年（前180）、ふたたび置いたが（3）、その後省いた。哀帝元壽二年（前1）、ふたたび置いた（4）。その位は三公の上にあった（5）。

太師・太保は、いずれも上古の官である（6）。平帝元始元年（1）、いずれも漢では初めて置いた（7）。金印紫綬。太師の位は太傅の上に在り（8）、太保の位は太傅に次いだ（9）。

注釈

(1) **補注** 王先謙がいう。『大戴礼記』保傅には「傅とは、天子に徳義を傳いたすこと」とある。応劭『漢官儀』に引かれた賈生の言には「古は周公がこの職についた」とある。百官志一には「善道によつて天子を導くことを掌る。一定の職務はない」とある。

考証 「傅」の原義は、『説文解字』八上に「相なぐるなり」とあり、輔相することをいう。この「傅」が「太傅」のおこりであろう。また、周代においては太師・太傅・太

保が三公だったとの説があるが、詳しくは『百官表訳注 二〇一一』注(1)(27)(29)(30)参照。

(2)補注 銭大昭がいう。王陵のことである(以上、『漢書辨疑』巻九)。

考証 卷四〇・王陵伝によると、恵帝が死んだ時、高后は呂氏一族を王としたいと思つたが、右丞相の職にあつた王陵は、かつて高祖と諸將とが「劉氏に非ずして王たる者は天下共に之を撃て」という盟を行ったことを引き合いに出し、「今、呂氏を王とするのは約ではない」と反対した。そのため王陵は高后から疎まれ、後に「陵を廢さんとして騙して陵を帝の太傅とした」のである。

(3)補注 銭大昭がいう。審食其のことである(以上、『漢書辨疑』巻九)。

考証 百官表下、高后八年(前一八一)の項に「七月辛巳(二四日)、左丞相の審食其を太傅とした」とある。『史記』卷九・呂太后本紀によると「高后の葬儀が終わると、左丞相の審食其を少帝の太傅とした」とあり、そのすぐ後に「左丞相の審食其を免職した」とある事からすると、この時審食其は左丞相のまま太傅を兼任したということであろう。

(4)補注 銭大昭がいう。孔光と王莽のことである(以上、『漢書辨疑』巻九)。

考証 百官表下、哀帝元寿二年(前一)の項に「五月甲

子(二日)、丞相(孔)光、大司徒となり、九月辛酉(一日)太傅となる」とある。

また、同、平帝元始元年(二)の項に「二月丙辰(二八日)、太傅孔光、太師となり、大司馬王莽、太傅となる」とある。つまり、孔光が太傅にあつたのは、元寿二年(前一)九月辛酉(一日)から元始元年(二)二月丙辰(二八日)までの六ヶ月(一七六日)間であつた。

(5)補注 銭大昭がいう。三公とは丞相・太尉・御史大夫のことである(以上、『漢書辨疑』巻九)。

周寿昌がいう。百官表上には、(太傅には)官属が置かれたと言っていないが、卷八一・孔光伝に「孔光を平帝の太傅とした。老齡により私邸に帰宅させたが、属官がおかれて職務を行うことは以前のままであつた」とあるのは官属を置いた証である(以上、『漢書注校補』巻一一)。

王先謙がいう。百官志一に、後漢では「太傅は一人。皇帝が即位することに設置し、在任中に死去すればそのまま後任を任命しない」とある。

考証 銭大昭は丞相・太尉・御史大夫を三公としてまとめているが、この三つの官が並置されたのは、武帝建元二年(前一三九)十月まででしかなく、また武帝期にこの三つの官が三公と認識されていたかどうかは疑わしい。伊藤徳男も、成帝の綏和以前にみえる「三公」は丞相、

御史大夫の「天子を補翼する立場」を指しているだけであつたが、昭帝から綏和以前に大司馬將軍領尚書事を三公と称するようになったとする「伊藤徳男 一九五四」。哀帝元寿二年（前一）に置かれた、大司馬・大司徒・大司空は明らかに三公と認識されていた。詳しくは「百官表訳注 二〇一一」注（30）を参照。

また、周寿昌は卷八一・孔光伝の例を太傅の属官の例としているが、これは太師の属官の例である。孔光は元始元年（一）に太師となり、元始五年（五）に亡くなるまでその職にあつた。孔光が官を辞した時の職は太師であつた。

(6) **補注** 沈欽韓がいう。晋の文公の時、賈佗が太師となつた。楚の穆王は、潘崇に命じて太師とした。『呂氏春秋』直諫論には「楚文王の葆の申」という名がみえ、その高誘注には「葆とは、太保の官なり」とある（以上、『漢書疏証』卷四）。

(7) **考証** 平帝元始元年（一）に初めておかれた太師は孔光、太保は王舜である。

(8) **補注** 王先謙が言う。太師孔光は、卷八一・孔光伝に見える。太傅王舜は、卷一二・平帝紀に見える。孔光は太傅から太師に昇進しており、太師の方が位は上ということである。

考証 王先謙は誤っている。王舜は太保であり太傅では

ない。百官表下、元始元年（一）の項に「太傅孔光、太師となり、大司馬王莽、太傅となり、大司馬車騎將軍王舜、太保車騎將軍となる」とある。また、卷一二・平帝紀・張晏注にも太保王舜がみえる。

(9) **補注** 王先謙が言う。百官志に、後漢に太師・太保の記述は無い。

六、前後左右將軍

原文

前後左右將軍（1）、皆周末官。秦因之（2）。位上卿（3）、金印紫綬。漢不常置。或有前後、或有左右。皆掌兵及四夷（4）。有長史、秩千石（5）。

訓読

前・後・左・右將軍は（1）、皆な周末の官なり。秦、之に因る（2）。位は上卿（3）、金印紫綬。漢は常には置かず。或いは前・後有り、或いは左・右有り。皆な兵及び四夷を掌る（4）。長史有り、秩は、千石（5）。

現代語訳

前將軍・後將軍・左將軍・右將軍は（1）、いずれも東周末期以来の官である（2）。秦はこれに因つた。位は上卿

(3)、金印紫綬。漢では常置の官ではなかった。前將軍・後將軍があつたり、左將軍・右將軍があつたりした。いずれも軍事及び四方の夷狄を掌つた(4)。属官には長史がある。官秩は千石(5)。

注釈

(1) 〔考証〕 百官表上の本文には「前將軍・後將軍・左將軍・右將軍」のみが挙げられるが、漢代を通してさまざまな將軍が存していた「大庭脩 一九八二c」。百官志一に引く蔡質『漢儀』には「漢が興つて、大將軍・驃騎將軍を置いた。位は丞相に次いだ。車騎將軍・衛將軍・左將軍・右將軍・前將軍・後將軍は、いずれも金印紫綬。位は上卿に次いだ。京師の兵衛や四夷の屯警を典つた」とある。將軍の置かれ方は、景帝以前・武帝時代・昭帝以後の三期で異なつていたことが知られている「大庭脩 一九八二c」。大將軍・驃騎將軍・車騎將軍・衛將軍や左將軍・右將軍・前將軍・後將軍以外の將軍号として、景帝以前には、上將軍・遊擊將軍・樓船將軍・輕車將軍・材官將軍・騎將軍などがある。また、武帝期には驍騎將軍などの美称をつけた將軍号や彊弩將軍・伏波將軍・横海將軍・虎牙將軍・奮威將軍などの武威を表す將軍号、軍の目的地を表す美称としての浮沮將軍・匈奴將軍・因杆將軍・式師將軍がみられる。昭帝以後にも目的地

を示す度遼將軍・祁連將軍・蒲類將軍や武威を示す伐胡將軍・破羌將軍などが見られるが、その例は武帝期に比べると少なくなる「大庭脩 一九八二c」・「施之勉 二〇〇三」。

(2) 〔補注〕

齊召南がいう。沈約の『宋書』卷三九・百官志上

に「周代の制度では王は六軍を設けていた。晋の獻公は二軍を創設し公が上軍を將ひきいた。將軍の名称はここから始まつた」とある。『春秋左氏伝』昭公二八年に「將軍が御馳走して下さるのに腹が満たぬはずはない」とあり、その孔穎達の疏に「晋では卿を軍將とし、これを中軍を將いるとか上軍を將いるとかいったのである。ここでは魏子が中軍を將いていたので「將軍」(軍を將いる)といつていたのであつて、この時代にはまだ官名ではない。戦国時代になつてから將軍を官名とするようになったのはおそらく晋の軍將に起源があるのだろう」とある。孔穎達の説は甚だ當を得ている。『史記』卷二八・封禪書では、周の宣王の時に右將軍杜伯がいたとすることがこれを論拠とすることはできない(以上、『官本攷証』)。

王先謙がいう。『孟子』告子下に「魯国では慎子を將軍に任命しようとした」とあり、『史記』卷四二・趙世家に「李牧を將軍とした」とある。これらはいずれも東周末期のことである。そして秦の始皇帝は王翦を將軍として楚を伐たせた。

〔考証〕 先秦の將軍については、顧炎武『日知録』卷二四に引証されており、戦国時代には七国いずれにも存在していた〔大庭脩 一九八二a〕。前漢代に前後左右將軍がそろって見えるのは、元朔六年（前一二三）、大將軍衛青がそれらの將軍を率いて匈奴遠征に撃つて出た時のことである（卷五五・衛青伝）。

〔3〕〔考証〕 「二年律令」秩律には「衛將軍」の秩二千石とある。

〔4〕〔補注〕 王先謙がいう。百官志一に「三公と同等のものは四つある。第一に大將軍であり、ついで驃騎將軍であり、ついで車騎將軍であり、ついで衛將軍である。また前・後・左・右將軍がある」と。後漢の「前・後・左・右將軍はいずれも征伐を任務としており、任務が終了すれば、いずれも職を解かれた」とある。

〔考証〕 漢代の將軍は、兵権だけではなく行政権もつかさどっていたことが知られている。特に、武帝の死後、霍光が大司馬大將軍領尚書事となって兵権と行政上の機密文書を取り扱う権限をあわせ持つて独裁を行った。その後は外戚がこの形態を継承して専権を振り、王莽に至る〔勞幹 一九四八〕・〔大庭脩 一九八二c〕・〔西嶋定生 一九八三〕。

〔5〕〔補注〕 王先謙がいう。長史の例は、衛青伝・楊敞伝・丙吉伝・趙充国伝・田延年伝・陳咸伝・谷永伝・匈奴伝・西域伝に見える。百官志一に後漢は「長史は一人」とある。

〔考証〕 「二年律令」秩律には「衛將軍長史」の秩八百石、「衛將軍候」の秩六百石とある。また、陳直は將軍の属官として以下のものを列挙するが、「決して全ての將軍にこれらの属官があるのではなく、將軍の名称により異なっており、多くが設けられてもすぐに廃された」とする〔陳直 一九七九〕。

票姚校尉（霍去病伝）、校尉（王尊伝）、執馬校尉・駟馬校尉（李広利伝）、車騎都尉（宣帝紀）、彊弩都尉（武帝紀）、強弩司馬（漢印）、騎都尉（李陵伝）、軍司馬（楊敞伝）、仮司馬（趙充国伝）、鷹擊司馬（霍去病伝）、軍司空（馮奉世伝）、軍司空（杜延年伝、如淳注、律官軍司空、軍中空各二人）、軍武庫令（杜欽伝）、軍正（楊僕伝）、軍正丞（胡建伝）、軍候丞（陳湯伝）、軍監（匈奴伝）、軍市令（丙吉伝）。

七、奉常・太常

原文

奉常、秦官。掌宗廟禮儀（1）。有丞（2）。景帝中六年、更名太常（3）。属官有太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太醫六令・丞（4）。又均官・都水兩長・丞（5）。又諸廟・寢・園・食官令・長・丞（6）。有靡太宰・太祝令・丞（7）。五時各一尉（8）。又博士及諸陵縣皆屬焉（9）。景帝中六年、更名太祝

爲祠祀(10)。武帝太初元年、更曰廟祀、初置太卜(11)。博士、秦官(12)。掌通古今(13)。秩比六百石、員多至數十人。武帝建元五年、初置五經博士(14)、宣帝黃龍元年、稍增員十二人(15)。元帝永光元年、分諸陵邑屬三輔(16)。王莽改太常曰秩宗(17)。

訓詁

奉常は、秦官なり。宗廟の礼儀を掌る(1)。丞有り(2)。景帝中六年、更めて太常と名づく(3)。属官に太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太医の六令・丞有り(4)。また、均官・都水の両長・丞あり(5)。また、諸の廟・寢・園・食官の令・長・丞あり(6)。また、靡太宰・太祝の令・丞あり(7)。五時に各々一尉あり(8)。また、博士及び諸陵県は、皆な焉こゝに属す(9)。景帝中六年、更めて太祝を名づけて祠祀と爲す(10)。武帝太初元年、更めて廟祀と曰い、初めて太卜を置く(11)。博士は、秦官なり(12)。古今に通ずるを掌る(13)。秩は比六百石、員多ければ數十人に至る。武帝建元五年、初めて五經博士を置き(14)、宣帝黃龍元年、稍や員を十二人に増す(15)。元帝永光元年、諸陵邑を分ちて三輔に属せしむ(16)。王莽は太常を改めて秩宗と曰う(17)。

現代語訳

奉常は秦官である。宗廟の儀礼をつかさどる(1)。丞がある(2)。景帝中六年(前一四四)、太常と改名した(3)。

属官に太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太医の六令と六丞がある(4)。また、均官・都水の二長と二丞がある(5)。また、すべての廟・寢・園・食官に令・長と丞がある(6)。また、靡太宰・靡太祝の令と丞がある(7)。五時にはそれぞれ一尉がある(8)。また、博士及びすべての陵県は、いずれも太常に属す(9)。

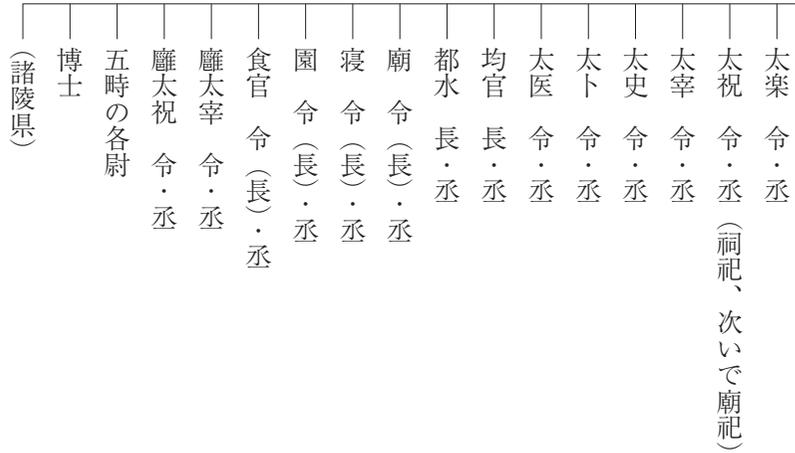
景帝中六年(前一四四)、太祝を改名して祠祀とした(10)。武帝太初元年(前一〇四)、祠祀を廟祀と改め、初めて太卜を置いた(11)。

博士は秦官である(12)。古今に通曉することをつかさどる(13)。秩は比六百石、その人数は多い時には数十人になった。武帝建元五年(前一三六)、初めて五經博士を置いて(14)、宣帝黃龍元年(前四九)までに徐々に定数を増やして十二人とした(15)。

元帝永光元年(前四三)、すべての陵邑を三輔に分属させた(16)。

王莽は太常を秩宗と改名した(17)。

奉常(太常)―丞



(奉常は統属官が多いので表を付す)

注釈

(1) **補注** 齊召南がいう。『唐六典』卷一四・太常寺に「(秦

代は奉常といった、宗廟の儀礼をつかさどった。)漢の高祖期には太常と名づけられ、恵帝期はふたたび奉常といった。景帝期はまた太常とあった」とある。これは百官表上の記述と相違する。『史記』卷九九・叔孫通列伝によれば、高祖は叔孫通を太常に任じた。『漢官典職』にも「恵帝期には太常を奉常と改めた」といつている。つまり『唐六典』の説が正しいのである。百官表はその大略を記しただけであろう(以上、『官本攷証』)。

王先謙がいう。百官志二に、後漢は「(太常、卿)一人。礼儀祭祀をつかさどる。祭祀のたびに、事前にその儀礼を奏上し、儀式を執り行う際には常に天子を助ける」とある。

考証 漢初の例としては、「二年律令」律律に奉常の秩二千石とある。

前漢時代の太常には、多くの場合すでに列侯の爵位を有するものが任命された。『北堂書鈔』卷五三・設官部に引く『漢官儀』に「列侯をこの職に任命するのは宗廟を重視するからである」とある。

宗廟の管轄のほかに歴代皇帝の陵墓の管理も太常が統括していた。詳しくは以下の太常の属官を参照。こうした皇帝の祖先祭祀以外に天神地祇や五岳四瀆のような自然神祭祀も太常の管轄であった(卷二五下・郊祀志下)。そうした祭祀儀礼における太常の役割については『統漢

書』志第四・礼儀志上、志第六・礼儀志下に見える。祭祀に對する太常の責任は重大であり、とくに前漢時代には、太常が職務失敗を理由に列侯の爵位を剥奪された事例が多く見られる（卷一六・高惠高后文功臣表、卷一七・景武昭宣元成功臣表、卷一九下・百官表下など）。また、後漢の例ではあるが「世の中でつまらないのは太常の妻だよ。一年三百六十日、うちのは三百五十九日潔齋し、残り一日、潔齋しなかつたら泥のように酔っ払い、事に及ぶも役立たず」（『初学記』卷一二に引く『漢官儀』）といった話も残されている。

(2) **補注** 王先謙がいう。太常丞の例は、終軍伝・韋玄成伝・谷永伝に見える。百官志二に、後漢は「丞は一人。比干石。礼の執行と祭祀の小事をつかさどり、曹（部局）の事を総轄する」とある。

考証 百官志二の注に引く『漢旧儀』に「丞は廟中の非法者を挙げる」とある。卷七三・韋玄成伝に「韋玄成の兄の韋弘が太常丞に任命された。その職は宗廟に奉仕し諸陵邑を管轄することで、非常に繁忙で処罰されることも多かった」とある。

(3) **注** 応劭がいう。常は典の意である。天地人を祭祀する三礼を掌典つかさどということである。

顔師古がいう。太常とは王者の旌旗の意である。日月を描き、王に大事が有ればこの旗を立てて行幸する。礼

官はこれを奉持することをつかさどったので奉常と云うのである。後に太常と改名したのは、大なるものを尊ぶという意味（尊大之儀）である。

補注 劉放がいう。太常についての顔師古の説はすべて誤っている。『国語』晋語には「執秩」の官としているが、これも礼を主る者であり、その「秩」もやはり「常」の意である。だとすると昔は「常」と通用していたのである。王が太常（の旗）を立てたのは本来周の礼であり、秦がどうしてこれを知っていただろうか。さらに礼官が一旗だけをつかさどるというのも理に合わない（以上、『官本攷証』）。

周寿昌がいう。「漢無極山碑」に「大尚は文書を受け取ればしかるべく処理せよ」（『隸釈』三）という。「大尚」とは太常のことである（以上、『漢書注校補』卷一一）。

王先謙がいう。官本では、師古注の「尊大之儀」を「尊大之義」としているが、これが正しい。

考証 顔師古の言う「太常」日月を描く天子の旗の説は『周礼』春官・司常に基づく。一方、惠棟『後漢志補註』は、応劭の説をもとに「常」典「つかさどる」と解釈する。これは「太常」の解説としては明快だが、それでは「奉常」は何を奉ずるのか不明である。劉放のように「典」常「礼典」と解釈する方が「奉常」の原義の解釈として妥当である。ただ、劉放が引く例は『国語』周

語に見え、これは官名ではなく常法のことである。また、晋語韋昭注にも「法とは、執秩の法」とある。劉放が言う『国語』晋語とはこの例のことであろう。

景帝中六年の「奉常」から「太常」への名称変更は、同時に行われた他の中央官の改名と同じく、漢王朝と諸侯王国の官の差異を明瞭にするための処置と考えられる。「大庭脩一九八二a」。

(4) **補注** **王先謙**がいう。太楽の例は、律曆志・礼楽志に見える。太楽令の例は、百官表下（元鼎五年）や功臣表・陽平侯杜相の項に見える。百官志二に、後漢は「大予楽令一人（太楽令のことである。明帝紀、永平三年（六〇）に「大楽を大予楽と改めた」とある）、伎楽をつかさどった。国の祭祀には奏楽の要請をつかさどり、大饗宴に楽を用いる際にはその配置をつかさどる。丞は一人」とある。

太祝の例は、霍光伝に見える。百官志二に「太祝令、一人。六百石。国の祭祀には祝詞を読み、神を送迎することをつかさどる。丞は一人。小神への祝詞をつかさどる」と。沈欽韓は、『太平御覽』卷二二九に引く『東觀漢記』に「陰猛は学問を好み穏和人柄であった。賢良科に察挙されて昇進して太祝令となった」とあることから、両漢に「雑流官」は無く、いずれも孝廉・秀才の出身者から選任されたことがわかる」（『漢書疏証』卷四）

という。

太宰令は、百官志二に「一人。六百石。調理人・犠牲を盛る鼎俎・供物をつかさどる。国の祭祀には供物の配置をつかさどる。丞は一人」とある。

太史令の例は、律曆志・芸文志・外戚伝・王莽伝に見える。太史丞の例は、律曆志に見える。百官志二に「太史令は一人。六百石。天文・曆法をつかさどる。歳末には新年の曆を上奏する。国の祭祀・葬礼・婚禮の際に良日や時節の禁忌を上奏することをつかさどる。国に瑞祥・災異があればそれを記録することをつかさどる。丞は一人」とある。

太卜の例は、外戚伝下に見える。太卜令の例は、『史記』卷一二八・龜策列伝に見える。百官志二に「太卜令があり、秩六百石だったが、後に廃止されて、その職務は太史に統合された」とある。もともと秦官であった。このことは『史記』卷八七・李斯列伝に見える。

太医令は、秦官である。その例は、『史記』卷一〇五・扁鵲列伝に見える。百官志三では少府所属の官としてあげられており、『統漢書』志第六・礼儀志下にも見える。その他のことは以下に詳しい。

考証 ○太楽 百官志二の注に引く『漢官』には太子楽令の属官として「員吏は二十五人、その二人は百石、一人は斗食、七人は佐、十人は学事、四人は守学事。楽人

八佾舞は三百八十人」をあげる。

○太祝 「祝」とは『説文解字』一上に「祭祀する際に祝詞をつかさどる者である」とあり、この「祝」が「太祝」のおこりであろう。『史記』卷二八・封禪書によれば、秦の太祝は上帝・山川祭祀からその他の鬼神の祭祀まで広く奉祠し諸祠を総監する官であった。〔補注〕で沈欽韓が「両漢に「雑流官」は無く、いずれも孝廉・秀才の出身者から選任されたことがわかる」というのは、唐代以降には太祝のような官には科挙などを合格した士人が就くことはなくなったことを念頭に置いたものである。百官志二の注に引く『漢官』には、太祝の属官として「員吏は四十一人、その二人は百石、二人は斗食、二十二人は佐、二人は学事、四人は守学事、九人は有秩。百五十人は祝人、宰は二百四十二人、屠者は六十人」をあげる。「二年律令」秩律によれば、太祝は秩六百石である。

○太宰 「宰」は祭祀において犠牲を切り分けることを職務とした者であり「白川静 一九八四」、この「宰」が「太宰」のおこりであろう。注(7) 龐太宰の〔注〕に、顔師古は「太宰とは食物を供する官」とする。

百官志二の注に引く『漢官』に、太宰の属官として「明堂丞は一人、二百石。員吏は四十二人、その二人は百石、二人は斗食、二十三人は佐、九人は有秩、二人は学事、四人は守学事。宰は二百四十二人、屠者は七十三人、衛

士は一十五人」をあげる。

○太史 「史」とは「中（祝祷の器であるサイを木に著けた形）」を手に持ち、神に捧げて祭る形式の祭儀（史祭）をいう。「史」が史官（記録を司るもの）の意となるのは、もと史祭における祝詞などを保存し、その先例旧行によつて伝統を保持し記録するというその職掌を通じて、のちには文書・記録そのものを保管するものとなった「白川静 一九八四」。この「史」が「太史」のおこりであろう。百官志二にみえる「時節の禁忌」の上奏については、居延出土の「元康五年詔書冊」に、太史丞が夏至の日の禁忌を提案した例がある「大庭脩 一九八二b」。

太史令の属官としては、『玉海』卷一二三・漢制九卿に「望郎三十人、掌故三十人」とあるほか、卷二一上・律曆志上には主曆使者・大典星もある「陳直 一九七九」。百官志二の注に引く『漢官』に、太史の属官として「靈台待詔は四十一人、その十四人は候星、二人は候日、三人は候風、十二人は候氣、三人は候暑景、七人は候鍾律。一人は舍人」をあげる。また、同『漢官』に「太史待詔は三十七人、その六人は治曆、三人は龜卜、三人は廬宅、四人は日時、三人は易筮、二人は典禳、九人は籍氏・許氏・典昌氏、それぞれ三人、嘉法・請雨・解事はそれぞれ二人、医は二人」をあげる。

○太卜 百官志二に、太卜令が「後に廢止されてその職

務は太史令に統合された」とあるのは、太卜と太史が広い意味での占術をその職掌としていたからである。ただし、両者の占いの方法には相異があったようで、卷九六下・西域伝下によれば、武帝期、対匈奴戦争に際して「太史は星や気によって、太卜は亀甲や筮竹によって占ったところ、いずれも吉と出た」ことが見えている。『史記』卷一二八・亀策列伝によれば、高祖期、秦の太卜官をそのまま踏襲した。その後、子孫が官を継承していたが、やがてその精微さは失われてしまった。そこで武帝期に技能を持った人を朝廷に集め、その結果、太卜の官の人材が充実したとある。

○太医 太医は少府の属官にもある。百官志には太常に属する太医令は無く、少府の属官の太医令のみ存在している。『北堂書鈔』卷五三・設官部に引く『漢官儀』には「太医令は周官である。両梁冠。秩千石。丞は三百石」とある。一方、『後漢書』卷五・安帝紀注に引く『漢官儀』では「太医令は一人、秩六百石」とある。陳直は、属官として、太医監・薬府・薬府蔵・薬蔵府・薬長・侍医・本草待詔・医待詔・乳医・彭城医長・琅玕医長をあげる

〔陳直 一九七九〕。

(5) 〔注〕 服虔がいう。均官は陵墓の枯木を官に運搬することを職務とした。

如淳がいう。律に「都水は用水路・堤防・水門を管理

する」とある。『三輔黄图』には「三輔にはいずれも都水が有る」という。

〔補注〕 何焯がいう。都水は太常に属しており、都みやこの内うちの水を管理している。それ故にその官を長と言っているのである。陵墓の所在地では排水が急務であるから、太常が専ら責任を負うのである（以上、『義門讀書記』卷一六）。

王先謙がいう。「都」とは「総べる」の意である。治水の工事を統括するから都水と言うのであって、都の内うちの水を言っているのではない。

〔考証〕 何焯の言の「排水が急務である」と訳出した箇所箇所の原文は「尤以流水為急」である。陵墓に関連する「流水」は、『後漢書』卷一下・光武帝紀下に、寿陵造宮にあたって「山陵を造ることをせず、ただ傾斜をつけ水を流すだけとせよ」と指示していることが見える。同様の指示は明帝も出している。これは地下に墓室を築く陵墓では排水が重要な課題となったためであろう。したがって、ここでも「流水」を「排水」と訳した。

都水については、大庭脩は「帝陵の祭祀が職務であるから、自ずから陵邑を差配する必要が生じて諸陵県が所管に入り、諸陵県に人民がいる関係で治水管理の必要上、都水長という官が郡国・三輔と同様に太常にも設けられるというように業務が派生する」とする〔大庭脩 一九八二a〕。百官表には、太常以外にも大司農・少府・

水衡都尉・三輔に都水の官が属していたことが見える。

「二年律令」秩律には、上級所属は不明ながら都水が秩六百石の官として見えている。

(6) **補注** 王先謙がいう、寝令の例は、平帝紀・韋賢伝に見える。園令の例は、司馬相如伝に見える。(園邑の)長・丞の例は、外戚伝に見える。食官令の例は、馮參伝に見える。廟長・丞の例は、王莽伝に見える。園長・丞の例は、戾太子伝に見える。百官志二に、後漢には「高廟令は、一人。六百石。高祖廟を守り、巡察し掃除することをつかさどる。丞無し」とある。後漢では高祖廟にだけ官を置いたが、前漢では他の諸廟にいずれも官が置かれていた。また、百官志二に「先帝の陵は、陵園ごとに令はそれぞれ一人。六百石。陵園を守り、巡察し掃除することをつかさどる。丞および校長はそれぞれ一人。校長は武器・盜賊の事をつかさどる」とあり、また、陵ごとに「食官令、それぞれ一人。六百石。毎月の望日や晦日・時節の祭祀をつかさどる」とある。

考証 王先謙の補注では、外戚伝に見えるという「長・丞」がどの官の長・丞なのか明示されていない。「園令」の後に記されていることから、「園長・丞」と考えられるが、後文に「園長・丞の例は戾太子伝に見える」とあることから、別のものと考えざるをえない。外戚伝に見える「長・丞」を検討すると、いずれも「園邑」に関するものであり、

そのため、ここでは「園邑」の「長・丞」と考えた。「園邑」とは、皇帝陵が「園」と「陵邑」とが別に設けられるのに対し、小規模で一体となったものと考えられる。「園邑」の戸数が数百戸にすぎないことから、後に(9) **考証** で述べる陵邑(三千〜五万戸)に比べはるかに小さいことが分かる。関連する遺物として「衛園邑印」の印がある。

廟、寝、園、食官はいずれも亡くなった皇帝や皇族の祭祀に関係する。前漢では廟は皇帝ごとに築かれ、都城長安内やその周辺もしくは陵の近く、さらには各郡国に築かれるなど多様な形態を持つものであった。前漢の廟については、「焦南峰・馬永嬴 一九九九」・「焦南峰・馬永嬴 二〇〇〇」を参照。寝、園については、卷六・武帝紀の顔師古注に「園は、陵上に作る。そこにはすでに正寝があつて生前の正殿を象っている。さらに便殿を建てるのは、休息し宴をする場所とするためである」とあるのが参考となる。つまり寝は生前の正殿を象った殿舎であり、園は陵上に設けられ、その中に寝、便殿が建てられていた。園内には門闕もあつたことは、本紀や五行志に散見される火災記事から分かる。現在、漢の皇帝陵の墳丘は周囲を方形の牆で囲まれ、東西南北に闕を備えた門がある。この範囲を「陵園」と称することが一般的であるが、寝や便殿と思われる建築址はこの「陵園」外で検出されていることから、本来の「園」はさらに広

範圍を指していたと考えられ、近年の調査では皇帝陵、皇后陵を含めた広大な範圍を囲む墻垣が発見されている〔焦南峰 二〇〇七〕。前漢皇帝陵の寝や園については〔劉慶柱・李毓芳 一九八七〕を参照。廟や陵園の寝・便殿では定期的に祭祀が行われた。卷七三・韋玄成伝によると、廟では月一回の祭祀と他の個別の祭祀とを合計して、毎年二十五回の祭祀が行われ、寝では一日に四回、食が供えられ、便殿では一年に四度、祭祀が行われたとある。食官はこうした祭祀に供えられる飲食物を管轄するのである。皇帝陵で挙行された祭祀に関しては〔楊寛 一九八一〕参照。

それぞれの施設を管理する奉常の属官は以下のとおりである。

○廟令・長・丞 『封泥攷略』卷一に「孝文廟令」の例がある。その属官として、廟郎（卷八八・儒林伝）・高廟の僕射（卷九九上・王莽伝上）・衛士（卷七三・韋玄成伝）がある。羅福頤『漢印文字徵』五にみえる「廟衣府」について、陳直は、月に一度寝に置かれていた故人の衣冠を陵廟に出遊させる衣冠出遊の儀式と関連する官とする〔陳直 一九七九〕。なお、**[補注]**であげられた王莽伝にみえる廟長とは、安漢公家吏であり、太常の属官ではない。

○寝令・丞 『封泥攷略』卷一に「孝惠寝丞」の例がある。

類例としては「高寝丞印」がある〔孫慰祖 一九九三〕。その属官として、高寝郎（卷六六・公孫賀伝）・寝中郎（卷七九・馮奉世伝）がある。

○園令・長・丞 司馬相如が「孝文園令」になったことは、卷一一七・司馬相如伝にみえる。卷六三・武五子伝には昭靈后・武哀王・昭哀后・孝文太后・孝昭太后・衛思后・戾太子・戾后などの園の例が見える。陳直によると、『封泥攷略』卷一には「孝景園令」や「頃園長印」が、『齊魯封泥集存』には「孝昭園令印」が、『十鐘山房印拳』卷二には「霸陵園丞」の例がみられる〔陳直 一九七九〕。その他には「孝景園令」・「渭陵園令」・「康陵園令」がある〔孫慰祖 一九九三〕。その属官として、園郎（卷六八・金日磾伝）がある。

○食官令・丞 既述のように、祭祀に供えられる飲食物を管轄する。

(7) **[注]** 文穎がいう。廡とは、調理した食物をつかさどる官である。

如淳がいう。五時は廡に在ったので、特に太宰以下の諸官を置いたのである。

顏師古がいう。如淳の説が正しい。雍は右扶風の県である。太宰とは食物を供する官のことであるから、さらに饗人（調理人）を置くはずはない。

〔補注〕劉放がいう。(本文の「有靡太宰・太祝令丞」は、「有」の字が多いか、もしくは「又」字の誤りである(以上、『官本攷証』)。

王先謙がいう。官本は「有」を「又」とする。陳浩は「各本ともに「又」としており、劉放によればこの条は宋以前にはもともと「有」の字であったと考えられる」といつている(以上、『官本攷証』)。高祖がもとの秦の祭祀官を召しだして、ふたたび太祝・太宰の官を置いて以前の儀礼の通りにしたということは卷二五上・郊祀志上に見える。

〔考証〕文穎は「靡」は「饗」に通ずると考え、如淳・顔師古は地名の「雍」に通ずるとした。卷二五下・郊祀志下には「雍太祝が大牢の供物を用いて祀った」とあり、如淳・顔師古説に従うべきである。卷三〇上・地理志上・右扶風の条には「雍県。秦の恵公がここに都をおいた。五時・太昊・黄帝など三百三カ所の祠がある」という。

(8)〔補注〕王先謙がいう。百官志二には、後漢では「以前あった十官を廃す」とあるが、その官名を記していない。おそらく太卜令廃止の記事の直後にこれを述べているので、五時の五つの尉に、雍の太宰令・丞と雍の太祝令・丞の四つを合わせた九つの官に太卜令を加えた十官のことであろう。

〔考証〕陳直は、『十鐘山房印拳』拳二に「秦時寝上」がみられる。秦時は五時の一つである。卷一〇・成帝紀に、永始四年(前一三)「春正月、甘泉に行幸し、秦時に郊祀した。すると神光が降りそそぎ紫殿に集まった」とあるのがその例であるとする。「陳直 一九七九」。

漢においては、秦の四時の上帝祭祀をうけて、酈時を白帝祠、密時を青帝祠、呉陽上時を黄帝祠、呉陽下時を赤帝祠とし、さらに高祖は北時黒帝祠を加えて五帝を祭祀する五時とした。また卷二五下・郊祀志下によれば、成帝建始二年(前三二)まで雍旧祠の山川諸星祠二百三カ所が存在した。

なお、後漢で廃された十官について、百官志二の劉昭注では太宰・均官・都水・雍太祝および五時の五つの尉のことであるとしており、王先謙の解釈とは異なっている。

(9)〔補注〕王先謙がいう。百官志二・太常の項に「博士を試験して選抜するたびに、その可否を上奏する。大射・養老・大喪に際しては、いずれもその儀礼を上奏する。毎月みそか前に陵・廟を視察する」という。

〔考証〕陵県(陵邑)とは、陵墓への奉仕を目的として陵墓に付設された県のことである。全国各地の富裕者を陵県に強制移住させることで、地方における政治的な不安定要素を解消し、同時に陵墓一帯、すなわち長安一帯の

経済・文化を繁栄させる、という意図もあった。陵県の概要については「鎌田重雄 一九六二b」・「劉慶柱・李毓芳一九八七」を参照。

前漢皇帝陵の陵県には、高祖陵の長陵県・恵帝陵の安陵県・文帝陵の霸陵県・景帝陵の陽陵県・武帝陵の茂陵県・昭帝陵の平陵県・宣帝陵の杜陵県がある。ほかに陵の奉邑として確認できるものに太上皇万年県・文帝母の薄太后南陵県・昭帝生母趙婕妤の雲陵県がある。陵県の規模については、卷二八上・地理志上に茂陵県の戸数六万一千八十七、人口二十七万七千二百七十七人、長陵県の戸数五万五千七百七十九、口数十七万九千四百六十九人という記録がある。少ない例では雲陵県の戸数三千戸が見える（卷九七上・外戚伝上）。宣帝以降の陵県は、廢陵となった成帝の昌陵に一時置かれたこともあったが、基本的には置かれることはなかった。

(10) **補注** **王先謙**がいう。百官志二の本注に「祠祀令一人有り、後に少府に転属した」とあり、また、百官志三の少府の項にも「祠祀令一人、六百石。禁中の様々な小祭祀をつかさどる。丞は一人」という。後漢期、太常の属官に確かに太祝令・丞があるが、これは前漢と後漢の官名が偶然同じであるということである。さらに武帝期にはすでに「祠祀」を「廟祀」に改めているから、後漢期に太常の属に祠祀令があるとするのは本注の誤りである。

考証 陳直は、『十鐘山房印拳』卷二に「祠廚」の半通印（一般の方一寸印の半分の大きさの印）があり、これは祠祀令が廚に供するとき用いたもの。また、『漢印文字徵』卷一に「沛祠祀長」の例があるが、これは郡国諸廟陵寢中に特設された祠祀令であって、太常に属していたはずであるとする「陳直 一九七九」。

(11) **考証** 『史記』卷二二八・龜策列伝に「高祖の時には、秦の太卜の官をそのまま受けついで」とある。また、「二年律令」史律にも「大卜」が見え、武帝期に初めて置いたという百官表の記述には疑義が残る。

(12) **補注** **齊召南**がいう。沈約『宋書』卷三九・百官志上に「戦国時代にはしばしば博士が置かれた」とある。『宋書』のこの文は百官表の誤りを正すものである。『史記』卷一一九・循吏列伝には「公儀休は魯の博士であり、成績優秀によって魯の宰相となった」とある。つまり戦国の魯に博士の官が存在したのである（以上、『官本攷証』）。
王先謙がいう。（汲古閣本は改行しているが）官本は前に連ねて改行していない。博士は太常に属しており改行しないのが正しい。博士は戦国期になって始めて見えるので古官と称するほどのものではない。漢は秦を継承したので秦官といているのは誤りとするほどではない。『史記』卷六・秦始皇本紀には「秦には博士が七十

人いるが、任命されるだけで用いられなかった」とある。伏生もまた秦の博士であった。

【考証】 王先謙の言うように、博士は太常の属官であるから、本稿でも博士を別の項目としない。

王国維は、博士とは博識の士を指すため、武帝期に五經博士官が置かれるまでは必ずしも経学の専門家を意味せず、広く様々な分野に渉る専門知識を持つ者が任ぜられたとする（『觀堂集林』卷二「漢魏博士考」）。

(13) 【補注】 錢大昭がいう。朝錯・匡衡はいずれも太常掌故となった。おそらく博士の類であろう。応劭は「掌故は六百石の吏、故事をつかさどる」（卷四九・鼂錯伝注）という。卷八一・孔光伝に「成帝時代には博士からの選抜には三科があつた。最も優秀な者は尚書に任じた。次は刺史に任じた。政治に通じていない者は年功序列で諸侯王の太傅に任じた」とある（以上、『漢書辨疑』卷九）。王先謙がいう。百官志二に「弟子を教えることをつかさどる。国政に疑義が有つたならば、諮問を受けて回答することをつかさどる」とある。

【考証】 応劭のいう「故事をつかさどる」の「故事」については、「百官表訳注 二〇一一」注(35)【考証】を参照。

(14) 【補注】 周寿昌がいう。趙岐の「孟子題辭」に「文帝は學問を広めようとして、『論語』・『孝経』・『孟子』・『爾雅』にいずれも博士を設置した。後に、伝記博士を廃し五經

博士のみを設けた」という。『漢旧儀』に「文帝の時、博士は七十余人。朝服は玄端で章甫冠。待詔博士となる」とある。卷八八・儒林伝賛に「武帝が五經博士を設けた。『尚書』は歐陽、『礼』は后蒼、『易』は楊可、『春秋』は公羊のみであった」という。『詩』は文帝・景帝の時にすでに博士を設けている（卷三六・楚元王伝に「文帝の時、申公が『詩』を学ぶこと精緻であると聞き博士とした」とあり、卷八八・儒林伝に「韓嬰は文帝の時に博士となった」、「轅固は景帝の時に博士となった」とある）。翟酺が、文帝が始めて一經博士を置いたと言うのは、つまりこのことである（現行の『後漢書』列伝三八・翟酺列伝には「始めて五經博士を置いた」とする。王応麟『玉海』卷一一一はこれを引いて「一經」としているが、これは宋の時の『後漢書』に基づいている）。武帝はさらに四經を設けたので五經博士と称するのである（以上、『漢書注校補』卷一一）。

【考証】 福井重雅によると、前漢になると博士は儒家のみとなったが、当初は一經に限らなかつた。文帝期に『詩』・『書』を専門とする博士官が、景帝期に『春秋』が加えられ、三經に特定された博士が選用されるようになった。武帝・昭帝期に確認できるのは、この三經の博士だけであり、五經博士が整備されるようになるのは宣帝期であつた。それとともに博士官は四百石から比六百石へと加増

され上級官吏とされた。しかし、五経博士の制度が完成するのは光武帝建武初年のこととする。「福井重雅二〇〇五」

(15) **補注** 王先謙がいう。百官志二に「もと四百石、宣帝期に秩を増す」と。後漢では十四人とある。

考証 王国維は、宣帝黄竜元年(前四九)に、梁丘易、大・小夏侯尚書、穀梁春秋の四博士が増置された。武帝期の五経七家の博士は、黄竜以前の宣帝時に、そのうちの田何易が廃され、田何易から分裂した施・孟の二易を置いたので五経八家となっていたが、黄竜元年の増置によって五経十二家の博士となったとする『観堂集林』巻二「漢魏博士考」。

(16) **考証** 百官表のこの文では諸陵の三輔への分属を永光元年(前四三)のこととするが、巻九・元帝紀では永光四年(前四〇)のこととする。諸陵の三輔分属は元帝期に行われた宗廟制度の改革の一環であるが、その契機となったのが、巻七三・韋玄成伝に記された永光四年(前四〇)の議論である。これを受けて同年九月に衛思后園(武帝の衛皇后の墓所)と戾園(戾太子の墓所)が、ついで十月に郡国廟が廃止され、諸陵が三輔に分属されたのである(巻九・元帝紀)。以上のことから、諸陵の三輔分属の時期は永光四年をさかのぼることはありえず、永光元年のこととする百官表の記載は誤りであろう。

(17) **考証** 王莽期の始建国元年(九)、太常は『尚書』舜典に見える「秩宗」に改名された(巻九九中・王莽伝中)。

〔参考文献〕

阿部幸信 一九九八 「漢代における印綬賜与に関する一考察」、『史学雑誌』一〇七―一〇。

阿部幸信 二〇〇〇 「漢代における印綬の追贈」、『東方学』一〇一。

伊藤徳男 一九五四 「前漢の三公について」、『歴史』八。

大庭脩 一九七七 『図説中国の歴史2 秦漢帝国の威容』、講談社。

大庭脩 一九七九 『木簡』、学生社。

大庭脩 一九八二 『秦漢法制史の研究』、創文社。

- a 漢王朝の支配機構
- b 居延出土の詔書冊
- c 前漢の将軍

鎌田重雄 一九六二 『秦官政治制度の研究』、日本学術振興会。

- a 相国と丞相
- b 漢代の帝陵

栗原朋信 一九七七 『秦漢史の研究』(第四版)、吉川弘文館。

- a 文献にあらわれたる秦漢璽印の研究
- b 漢帝国と印章―「漢委奴国王」印に関する私印説への

反省―

桜井芳朗 一九三六 「御史制度の形成（上・下）」、『東洋学報』二三―二・三。

白川静 一九八四 『字統』、平凡社。

西嶋定生 一九八三 「武帝の死―「塩鉄論」の政治史的背景―」、『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会。

林巳奈夫 一九九六 『漢代の文物』（新版）、朋友書店。

福井重雅 二〇〇五 「博士と博士制度の形成」、『漢代儒教の史的研究』、汲古書院。

宮宅潔 二〇一一 『中国古代刑制史の研究』、京都大学学術出版会。

初山明 二〇〇六 『中国古代訴訟制度の研究』、京都大学学術出版会。

森谷一樹 二〇〇一 「戦国秦の相邦について」、『東洋史研究』六〇巻一号。

吉村昌之 一九九六 「前漢の大司馬―前漢後半期における政治上の諸問題について―」、『史泉』八四号。

米田健志 二〇〇三 「漢代印章考」、富谷至編『辺境出土文物の研究』、朋友書店。

米田健志 二〇〇五 「前漢後期における中朝と尚書―皇帝の日常政務との関連から―」、『東洋史研究』六四巻二号。

米田健志 二〇一〇 「前漢の御史大夫小考―『史記』三十三世家と元康五年詔書冊の解釈に関して―」、『奈良史学』

二七。

安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、齊魯書社。

焦南峰・馬永羸 一九九九 「西漢宗廟趨議」、『考古与文物』六。

焦南峰・馬永羸 二〇〇〇 「西漢宗廟再議」、『考古与文物』五。

焦南峰 二〇〇七 「試論西漢帝陵的建設理念」、『考古』一一期。

施之勉 二〇〇三 『漢書集釈』、三民書局。

孫慰祖 一九九三 『兩漢官印匯考』、大業公司・上海書畫出版社聯合出版。

張烈 一九九七 『漢書注釈』、海南國際新聞出版社中心出版。百官公卿表は張漢東の注釈。

陳直 一九七九 『漢書新証』（第五次校補版）、天津人民出版社。

陳直 一九八一 「塩鉄論解要」、『摹廬叢著七種』、齊魯書社。

楊寬 一九八一 西嶋定生監訳、尾形勇・太田有子共訳、『中国皇帝陵の起源と変遷』、学生社。（のち、楊寬、『中国古代陵寢制度史研究』、上海古籍出版社、一九八五年。）

劉慶柱・李毓芳 一九八七 『西漢十一陵』、陝西人民出版社。（のち、来村多加史訳『前漢皇帝陵の研究』、学生社、一九九一年。）

勞幹 一九七六 「論漢代的内朝与外朝」、『勞幹学術論文集』

甲編上、芸文印書館。

百官表註 二〇一一 「『漢書』百官公卿表註稿(一)」 『大

阪産業大学論集』(人文・社会科学編) 十二号